鳥労基発 0407 第 5 号
令和 8 年 4 月 7 日

関係団体の長　殿

鳥取労働局労働基準部長

航空機乗務員の宇宙放射線被ばく管理に関するガイドラインについて

日頃より労働安全衛生行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、放射線審議会の下に設置された航空機乗務員等の宇宙放射線防護検討部会において、「航空機乗務員の宇宙線被ばく管理に関するガイドライン」について、このたび改訂が取りまとめられ、別添のとおり通知されました。

つきましては、貴会におかれましても、改訂後の当該ガイドラインの趣旨を御理解の上、関係者に対する周知等、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

(社)鳥取県労働基準協会
受
令和 8. 4. 10
第 号